## 《 障がいを理由とする差別の解消について 》

【調査の目的】
　福岡県では、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会、共生社会の実現を目指し、平成29年に「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。
　この条例では、全ての人に対し、障がいを理由とする差別の解消と、障がいのある人への合理的配慮の提供（※1）を行うことを求めており、県では、その実現に向けて取組みを行っています。
　これらの周知状況等について県民の皆さまの御意見をお聴かせいただき、今後、取組みを推進する上での参考とさせていただきたいと思います。

【活用状況】
・福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の内容を広く県民に周知するための参考資料として活用。
・効果的な広報啓発を行うための参考資料として活用。

（福祉労働部障がい福祉課）

※1「合理的配慮の提供」とは
　障がいのある人から、社会の中にあるバリア（社会的障壁（※2））を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

※2「社会的障壁」とは
　日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、偏見その他一切のもののこと。

回答者数 →　355

問1　あなたは、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を知っていますか。
　　次の中から【1つだけ】選んでください。

（回答者数355人　選択は1つのみ）

| | | |
|---|---|---|
| 1　名称も内容も知っている | 8.2% | （29人） |
| 2　名称のみ知ってる | 21.7% | （77人） |
| 3　知らない | 70.1% | （249人） |

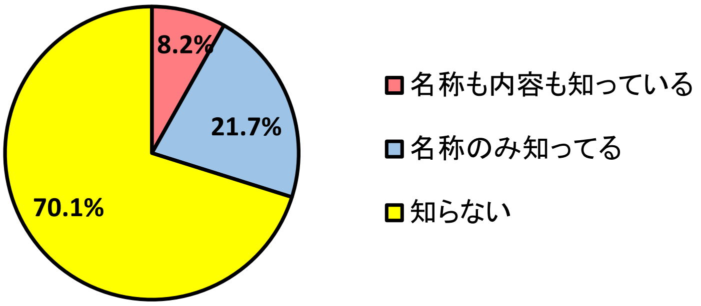

問2　あなたは、条例でも規定されている「合理的配慮の提供」という考え方を知っていますか。
次の中から【1つだけ】選んでください。

（回答者数355人　選択は1つのみ）

| | | |
|---|---|---|
| 1　知っている | 28.5% | （101人） |
| 2　知らない | 71.5% | （254人） |

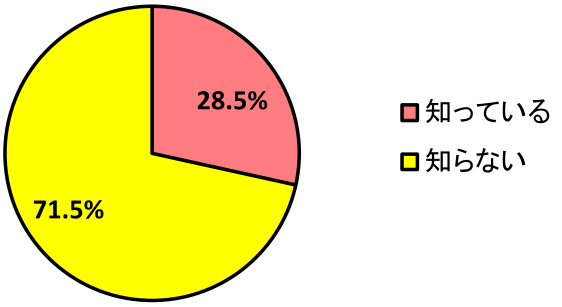


問3　あなたは、障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談を受け付けている「障がい者差別解消専門相談窓口」を県が設置していることを知っていますか。
次の中から【1つだけ】選んでください。

（回答者数355人　選択は1つのみ）

| | | |
|---|---|---|
| 1　知っている | 16.1% | （57人） |
| 2　知らない | 83.9% | （298人） |

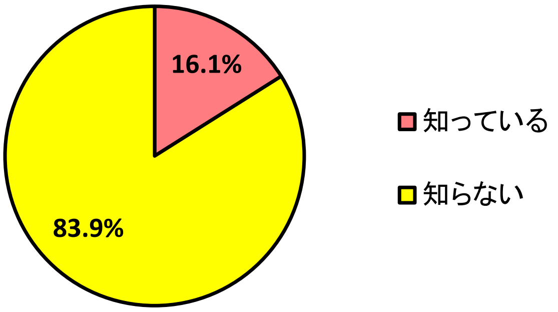


問4　あなたは、過去1年間で、障がいのある人に支援や配慮をしたことがありますか。
次の中から【1つだけ】選んでください。

（回答者数355人　選択は1つのみ）

| | | |
|---|---|---|
| 1　ある | 36.9% | （131人） |
| 2　ない | 63.1% | （224人） |

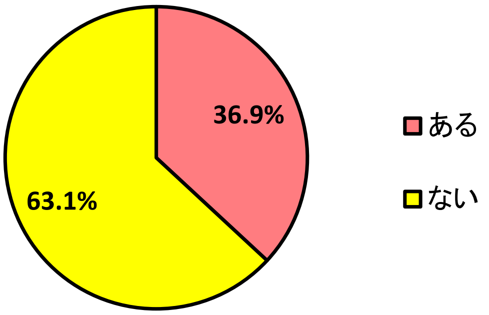


（問4で「1」を選択んだ方にお尋ねします。）
問4－2　どのような支援や配慮をしたか、その内容を具体的に入力してください。

〔 抜粋 〕

・ 視覚障がいのある人に声をかけ、目的地又は点字ブロックまで誘導した。
・ 聴覚障がいのある人と手話でコミュニケーションをとった。
・ 障がいのある人が参加するイベントにボランティアとして参加した。

問5　障がいのある人とコミュニケーションをとるときに使われる手段や配慮で、あなたが知っているものはありますか。 次の中から知っているものを【全て】選んでください。

（回答者数355人　回答件数1,498件　複数回答可）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 点字 | 90.4% | (321人) |
| 2 | 手話 | 91.8% | (326人) |
| 3 | 要約筆記 | 27.3% | (97人) |
| 4 | 筆談 | 88.2% | (313人) |
| 5 | 代読・朗読 | 50.4% | (179人) |
| 6 | わかりやすい表現（簡単な言葉、絵図、絵文字、記号等） | 47.9% | (170人) |
| 7 | 指点字 | 13.5% | (48人) |
| 8 | 触手話 | 10.1% | (36人) |
| 9 | いずれも知らない | 1.1% | (4人) |
| 10 | その他 | 1.1% | (4人) |

※回答者355人に対する割合

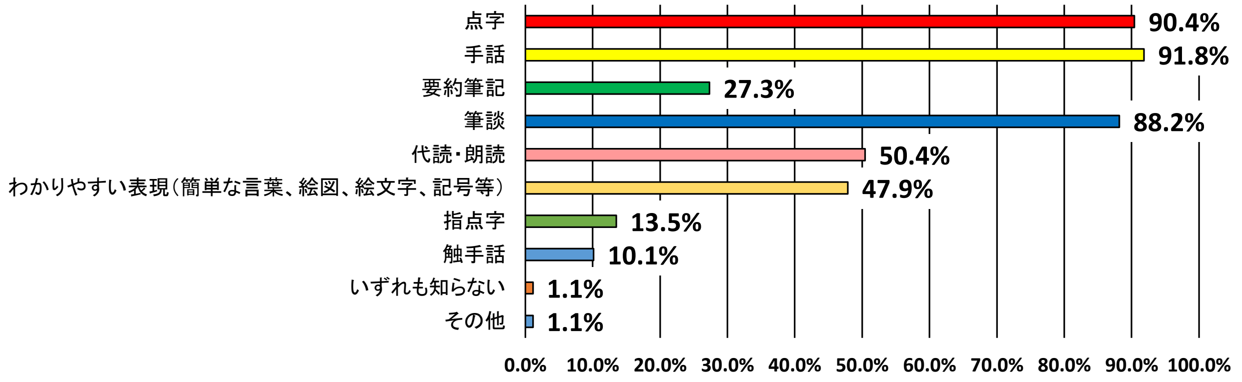


問5－2　問5で「10」を選んだ場合は、その内容を具体的に入力してください。

〔 抜粋 〕
・ ジェスチャー
・ 拡大文字

問6　あなたは、次のマーク等を知っていますか。次の中から知っているものを【全て】選んでください。

（回答者数355人　回答件数936件　複数回答可）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | ヘルプカード・ヘルプマーク | 52.4% | (186人) |
| 2 | 耳マーク | 30.1% | (107人) |
| 3 | 白杖SOSシグナル | 33.8% | (120人) |
| 4 | ほじょ犬マーク | 64.5% | (229人) |
| 5 | オストメイト／オストメイト用設備マーク | 38.6% | (137人) |
| 6 | ハート・プラスマーク | 29.6% | (105人) |
| 7 | いずれも知らない | 14.6% | (52人) |

※回答者355人に対する割合

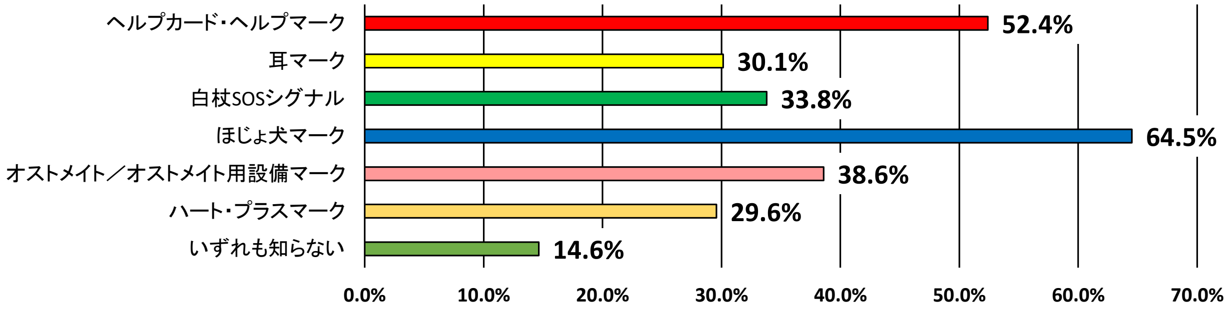

## 1　ヘルプカード・ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

（ヘルプカード）

（ヘルプマーク）

## 2　耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

## 3　白杖SOSシグナル

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

## 4　ほじょ犬マーク

公共の施設、交通機関、民間施設での補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の受け入れを義務付けている身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

## 5　オストメイト／オストメイト用設備マーク

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している人のことをいいます。
このマークはオストメイトである事と、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のト

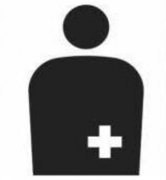

## 6　ハート・プラス マーク

「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能等）に障がいがある人は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。
内部障がいのある人の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに車を停めたい、といったことを希望していることがあります。

問7　あなたは、障がいのある人もない人も分け隔てられることのない共生社会の実現に向けて、
県民の理解を深めるためにどのような施策が必要だと思いますか。
次の中から必要だと思うものを【全て】選んでください。

（回答者数355人　回答件数907件　複数回答可）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 障がいのある人への理解を深めるためのシンポジウムなど普及啓発イベント | 37.7% | （134人） |
| 2 | テレビ、新聞、SNS、ホームページ等の各種広報媒体による情報発信 | 56.1% | （199人） |
| 3 | 法律や条例に関するセミナー、研修会の実施 | 13.0% | （46人） |
| 4 | 事業者と障がいのある人が互いに交流する機会の創出 | 37.2% | （132人） |
| 5 | 行政機関による合理的配慮の提供の推進 | 26.5% | （94人） |
| 6 | 障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備 | 54.4% | （193人） |
| 7 | 障がいのある人が差別を受けた際の相談窓口の充実 | 18.9% | （67人） |
| 8 | 何が必要かわからない | 5.1% | （18人） |
| 9 | その他 | 6.8% | （24人） |

※回答者355人に対する割合

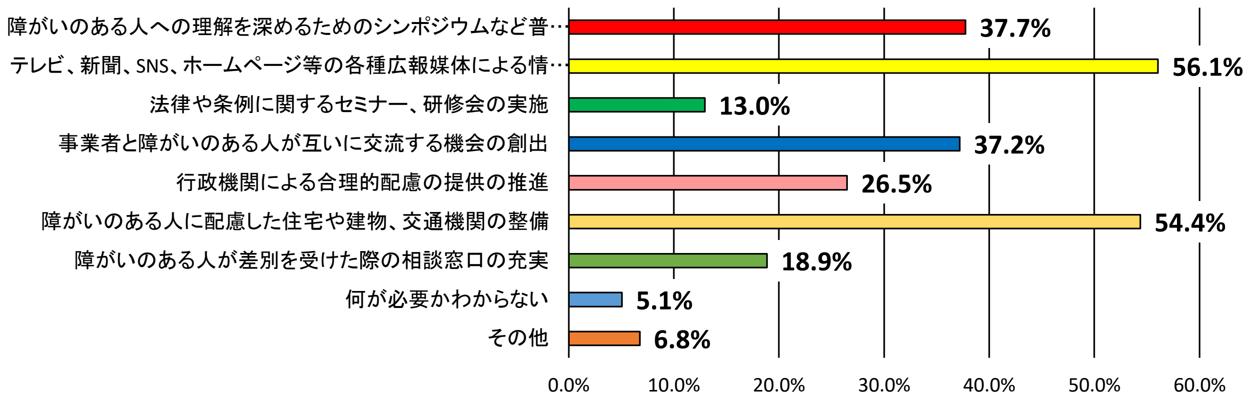


問7－2　問7で「9」を選んだ場合は、その内容を具体的に入力してください。

〔 抜粋 〕
- 子どもの頃から障がいのある人と触れ合う。
- 学校での疑似体験等を通じた学習。
- 社会福祉の専門家（大学教授）やNPOなどと連携。

問8　障がいを理由とする差別の解消について、これまでの設問以外にご意見がある場合は、
その内容を具体的に入力してください。

〔意見（抜粋）〕
【差別解消・合理的配慮】
- 障がいのある人が、社会に何を求めているのか、どのようなことに、不自由を感じているか、生活しづらいと感じているか等、障がいのある人の意見や考えを、県民に伝えるようにすることが必要だ思う。
- 身近に障がいのある人がいないと無関心になると思う。あらゆる場面での啓蒙活動が欠かせないと思う。
- 手話や点字等の地域のボランティアサークルに学生にも関わる機会が増えたらいいと思う。
- 障がい者だから人から何かをしてもらうのは当たり前と思っている人もいるので感謝の気持ちや配慮の気持ちは障がいのある人もない人もお互いに必要だと思う。

【教育】
- これからの未来を担う子供達に、障がいのある人と直接接する機会を与えて、実際に見て感じてほしい。学校の道徳ででも、そういう授業が義務化してほしい。
- 幼児期から自分と違う・普通と違っていてもおかしくない、普通という枠を作らず一個人として接することが出来るように保育などの集団活動の中で教えていく事が大切だと思う。
- 差別の解消に向けて、子どもの頃からこの問題に触れる必要があると思うので、小学校の授業や教科書への掲載に取り挙げて欲しい。

【バリアフリー】
- 障がいのある人に配慮した建物、交通機関の整備は最優先で進めていくべきだと思う。

# 障がいのあるお客様への対応、どうしたらいいの？

## R3年6月、障がい者差別解消法が改正され、民間事業者による合理的配慮が義務化されました。

※R6年6月の施行までに、従業員等に十分な周知が必要です。

障がいのある人には
どのような困りごとがある？

どうやってコミュニケーション
すればよい？

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

# 県の専門相談員がご説明に伺います。

社内研修会やイベント等に是非、ご活用ください

### メニュー例

1h程度を基本に、メニューの組み合わせ・時間配分もご相談に応じます。

**60分** 気づきを得られる簡単な疑似体験も

- 10分 アイスブレイク
- ＋
- 30分 講義
- ＋
- 20分 動画視聴

**60分** 当事者や補助犬とコミュニケーション

- 30分 講義
- ＋
- 30分 障がい当事者 or 補助犬

**30分** 短時間・オンラインでも対応します

- 20分 講義
- ＋
- 10分 動画視聴

### ～多彩な資料もご用意～

※合理的配慮の方法を
　分野別にまとめたガイドブック

※アニメーションや実写映像に
　よる解説動画（R4.3月完成）

※新しい生活様式下での
　配慮を紹介するリーフレット

《注意事項》
■申込方法：TEL又はFAX、メールでお申込みください。
■実施日時：平日・土日・祝日　10～20時（年末年始除く）
■会場及び使用機材の手配、使用料等は申込者負担です。
■講師派遣費用：交通費の支給や謝礼等は不要です。

《お申込み・お問い合わせ》
福岡県 福祉労働部 障がい福祉課 障がい者差別解消専門相談窓口
〒812－8577　福岡市博多区東公園7－7
TEL：092-643-3143　FAX：092-643-3304
E-mail：sabetsukaisyo@pref.fukuoka.lg.jp